

第 2 回政策評価委員会における主な意見と対応及び
令和 3 年度施策に関する事後評価書（案）等
（修正箇所）

令和4年度第2回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表（通常評価）

部局	目標		発言委員	委員の発言	各部局の対応
地球	1	1	亀山	<p>国民への普及啓発に関する取組について、具体的な取組としては、白熱灯からLEDに変わっているとか、エコドライブの実施率、クールビズ・ウォームビズを挙げられているが、今後ネットゼロを実現する中で、この程度の取組で本当に済むのか。より根本的な、住まい全体について、あるいは国民の日常生活全体が全然違った形にトランスフォームしていくというようなメッセージが伝わるような事例をだしていかないといけないのではないか。</p> <p>他省庁管轄で記載しづらいのかもしれないが、家を立てるときの断熱の話や、ものを買うときにどういものを選ぶのかの判断基準といったことにまで踏み込んで記述していただくのがよいのではないか。</p> <p>自治体は、環境省が書いたことを一番よく読んで自治体の計画に入れ込むので、先端的な取組事例をいれていくべきではないか。</p>	<p>ご指摘の点について、住宅分野の取組に関する記述を、目標1-1に追加いたしました。</p>

地球	1	1	<p>亀山</p> <p>森林吸収源に関し、これは農水省・林野庁かもしれないが、うまくいっていない印象がある。国内の高齢になった森林からうまく伐採して、それを林材として活用しつつ新しい苗木を植える林業を真剣に考えていくべき。</p> <p>また、国際的な JCM を考えたとき、エネルギー関係の技術の輸出だけではなく、植林に関しても力をいれてほしい。欧州やアフリカ諸国は積極的に植林を進めている。吸収する方法としては有効な手段なので今後検討してほしい。</p>	<p>JCM における植林については、林野庁が中心となり、今年度中に JCM で植林のプロジェクトを実施するためのルール（ガイドライン案）を新たに作成するなど、我が国民間企業等が JCM の下で植林を実施するための環境整備を進めています。</p>
地球・地域	1	1	<p>酒井</p> <p>3 年度の評価ということで、地域脱炭素政策への展開を全面的に展開した年なので、その部分をうまく主張した方がいいのではないかと。亀山委員のご指摘にもあったが、国民への普及啓発や自治体へのメッセージ性ということを考えて時に、地域脱炭素グループを含めて大きく政策展開を、舵を切られたわけなので、国民普及啓発の中に、そういう組織化を図り、そして政策を多く芽出しをし、今後の強力な展開に向けての準備を進めた、それが R4 年度以降の新たな施策体系として新たに施策 9 を起こして今後見ていく。そういう全体の枠組みと R3 年度の実績をもう少しうまく主張してはどうかと思う。</p>	<p>御指摘を踏まえ、令和 3 年度実施施策に係る政策評価書目標 8-2 の「次期目標等への反映の方向性」に、以下の文言を施策 9 新設の背景として追記しました。</p> <p>「地域脱炭素ロードマップ（令和 3 年 6 月 9 日国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に基づき、複数年度にわたる継続的・包括的な支援スキームとして令和 4 年度から地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設するとともに、改正地球温暖化対策推進法に基づき株式会社脱炭素化支援機構の設立を準備しており、また、地方公共団体が行う脱炭素のための計画作りや具体的な事業の推進を支援するため、令和 4 年 7 月には、地域脱炭素推進審議官グループを創設した。」</p>

地球	1	2	<p>IPCC への貢献というところで執筆者を輩出しているのは確かにそうだが、他方昨年度で言えば、第1作業部会報告書が出たときに、普及の面でも頑張っておられたと思う。これは1-2の目標に入らなくなって、国内向けのコミュニケーションに入ってしまうので、1-1の目標に入ってしまうのかもしれないが、IPCCの科学的知見を広めるための広報についても評価できればと思う。</p>	<p>ご指摘の点について、国際交渉に資するIPCCの知見の周知という内容で、目標1-2に記述を追加いたしました。</p>
----	---	---	---	--

地球	2	1	百瀬	<p>業務用の冷蔵冷凍庫、フロン冷媒を使っているものに対する回収についての義務は 2010 年から始まっていて、2020 年には罰則規定付きになったが、それでもまだ 41%程度と回収率が全然あがっていないが、具退的にどういう対策を行っているのか。</p>	<p>フロンの排出抑制については、2002 年より業務用冷凍空調機器の廃棄時に冷媒回収を義務づけており、令和元年にはフロン排出抑制法を改正し、フロンの回収義務違反に対する直接罰の導入や、フロン類が回収されずに放出されるおそれのある第一種特定製品の引取り禁止等の規制強化を実施し、令和 2 年度に施行されたところです。</p> <p>法の周知のため、環境省では、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行っています。</p> <p>特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等により、適切な法の執行に向けた支援を行っています。</p> <p>以上の周知の取組について、事後評価書の判断根拠に追記しました。</p> <p>引き続き、地球温暖化対策計画に掲げられた 2030 年度廃棄時回収率 75%という目標達成のため、更なる努力を続けてまいります。</p>
再循環	4	2	大塚	<p>建築リサイクル法の見直しが少し前にあったと思うが、今の状況を教えてほしい。</p>	<p>建設リサイクル法の検討状況につきましては、個別に説明させていただきました。</p>

再 循	4	2	百 瀬	<p>プラ新法が施行されたが、容器包装プラスチックとプラ新法対象のプラスチック、どのような関係になっているかを知りたい。</p> <p>また、SDGsで去年ランクが落ちたのは、他国へのプラスチックの輸出があまりに多いことが理由。自国でのリサイクル率がどうなっているかと他国にプラスチックを資源として送り出すことについて、その関係性は資源循環の法律や政策の中ではどのような扱いになっているかを知りたい。</p> <p>また、19位に落ちたもう一つの理由が、小型家電のリサイクル率が低いというものだった。こういったリサイクルに関する法律において、SDGsで評価が高くないのはどういうことか知りたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで容器包装リサイクル法に基づいて、家庭から排出されるプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを進めてきましたが、プラスチック資源循環法により、容器包装プラスチックのみならず、プラスチック製品についても分別収集・リサイクルの対象とするとともに、プラスチック製容器包装・プラスチック製品の両方を対象とする環境配慮設計、自主回収、排出事業者の排出抑制・再資源化等の措置を講じております。 ・我が国のプラスチックのリサイクル率(2020年)については、約24%、熱回収を含む有効利用率は約86%となっています。 ・プラスチック資源循環法は、アジアにおける廃プラスチック禁輸措置を含む、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進するために制定されたものです。 ・財務省貿易統計によれば、廃プラスチックの輸出量は、直近5年間(2017年から2021年)で43.5%の減少率となっています。2021年1月よりバーゼル条約の改正附属書が発効し、プラスチックについても規制対象となったため、リサイクル資材として不適当な品位の低いプラスチックは輸出が難しくなり、リサイクル資材としてそのまま生産過程に投入できるような高品位の廃プラの需要が高まり、原油価格の上昇と相まって、日本からの廃プラの輸出が引き続き行われている可能性があります。 ・ランク低下については真摯に受け止め、国内でのプラスチックの資源循環をより一層促進するよう努めてまいります。

					<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」に定められた令和5年度までに年間14万トンの回収量との目標値に対して、令和2年度の使用済小型家電の回収量の実績は約10万トンとなっています。なお、この目標については、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとされています。今後、令和6年度を目途に行う小型家電リサイクル制度の評価・検討の場も活用し、今回のSDGsの評価結果についても目標の達成状況、社会経済情勢の変化等の観点から精査し、本制度のさらなる推進に努めてまいります。
--	--	--	--	--	--

再 循	4	5	大 塚	<p>バーゼル条約通報相手国・地域であるマレーシア・香港とはどういう問題があったか教えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香港およびマレーシアからの通報は、バーゼル条約における規制対象貨物の貨物返送の通報です。バーゼル条約は有害廃棄物等を輸出する際に、事前に輸出国が輸入国へ通告し、輸入国が輸入に同意してから輸出を承認することを義務としています。締約国はそれぞれの国内法によって規制対象貨物を具体化し、同条約を実施しています。 ・ 本件は、日本より香港およびマレーシアに輸出された貨物が、相手国においてバーゼル貨物に該当すると判断されたために水際において輸入を拒否され、返送される旨が日本に通報されたものです。 バーゼル条約における規制対象貨物については各国においてばらつきがあり、日本での規制対象外の貨物が他国で規制対象となっている場合もあるため、輸出に際しては、相手国における規制に該当しないかの確認を事業者へ求めているところで
--------	---	---	--------	--	---

令和4年度第2回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表（モニタリング評価）

部局	目標		発言委員	委員の発言	各部局の対応
大気	3	1	酒井	石綿について、現在進行中の公害事案でもあるので、対策の進捗をもう少し的確に見る方法はないのか。	石綿対策の進捗を把握するための指標として、「事前調査報告件数」を令和4年度の事前分析表（案）の指標に追加します。
自然	5	1	山岸	目標5-1で設定されている指標については、今年のCOP15を踏まえて変わることになると考える。例えば、都道府県での戦略策定数を見直すことになるだろうし、ネイチャーポジティブという大きな目標をどうやって達成していくのか、別途ネイチャーポジティブ研究会で検討している指標なども参考に一番大きな目標をどうするのか、それを日本の企業が実施していく際にどうするのかの検討が必要。	御指摘の通り、今後の指標の取扱いについては、ポスト2020生物多様性枠組及び次期生物多様性国家戦略の内容を踏まえ、どのような指標を設定するか検討が必要であると考えており、御提示の指標などの検討状況も参考にしつつ、R5年度以降の評価書において検討を行う予定としています。

自然	5	1	山岸	日本の生物多様性への悪影響を考慮すると、輸入を通じた海外の生物多様性への影響（フットプリントなど）をどうやって落としていけるのかという部分についての指標を考えることも必要。	御指摘の通り、日本の産業界の生物多様性への影響・効果は、国内のみならず、海外における上下流のサプライチェーンの適切な評価が必要です。国内外の生物多様性への影響を評価する指標にはエコロジカルフットプリント等がありますが、国際的に評価手法が統一されていないため、ポスト 2020 生物多様性枠組等の内容を踏まえ、R5 年度以降の評価書において検討を行う予定としています。
自然	5	4	亀山	目標 5-4 について、このままのトレンドが維持されれば、犬猫殺処分の令和 12 年度目標は R12 まで待たなくても達成できる。ゼロに向けて、より深掘りした目標設定をしてはどうか。	本目標は、動物愛護管理法第 5 条に基づき国が策定する「基本指針」に則って設定されたものです。令和 2 年に改正された本指針は、計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度、見直しを令和 7 年度と定めており、都道府県が本指針に基づいて動物愛護管理推進計画を策定します。そのため、基本指針の見直しは慎重に進めるべきものと考えています。政策評価については、上記の基本指針の運用状況や、殺処分数の推移、傾向を踏まえつつ、より深掘りできるようであれば、目標設定の見直しを検討し、将来を見据えた政策の展開を図っていきます。
自然	5	7	山岸	目標 5-7 について、観光が増えれば良いという考えでは無くなっていくと思うので、生物多様性に配慮した観光の持続可能性をしっかりと図っていくことも重要。	御指摘を踏まえ、施策の概要と達成すべき目標に、保護と利用の好循環について追記しました。

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。					
達成すべき目標	令和12年度(2030年度)の新たな温室効果ガス削減目標として、平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	135,928	162,327	147,165	147,539
		補正予算(b)	2,600	54,600	49,206	
		繰越し等(c)	11,047	▲ 54,387	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	149,575	162,540	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	114,707	133,377	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・国が決定する貢献(NDC)(令和3年10月22日閣議決定) ・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(令和3年10月22日閣議決定) 					

測定指標	温室効果ガス 排出量・吸収量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	-
		14億800万	12億4,100万	11億9,700万	11億6,500万	11億600万	-	7億6,000万	
	年度ごとの目標値	/						/	
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	-
		12億3,500万	11億1,000万	10億6,500万	10億2,900万	9億6,700万	-	6億7,700万	
	年度ごとの目標	/						/	
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	-
		1億3,370万	1億3,050万	1億2,960万	1億2,820万	1億2,520万	-	1億1,450万	
	年度ごとの目標	/						/	
	代替フロン等4ガスの排出量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	-
		3,910万	5,100万	5,290万	5,540万	5,750万	-	2,180万	
	年度ごとの目標	/						/	
	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	-
		-	5,140万	5,110万	4,660万	4,450万	-	約4,770万	
	年度ごとの目標	/						/	
「COOL CHOICE」賛同者数 (個人)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	△	
	-	515万	664万	1,032万	1,347万	1,398万	-		
年度ごとの目標	/						/		
「COOL CHOICE」賛同事業所数 (団体、企業、自治体)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	△	
	-	1.4万	9.5万	28.3万	36.4万	41.7万	-		
年度ごとの目標	/						/		

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和2年度の我が国の温室効果ガス総排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、11億600万トンで、平成25年度の総排出量比21.5%減となった。温室効果ガス総排出量は前年度比5.1%減、平成25年度比18.4%減で、平成26年度以降7年連続での減少となり、排出量を算定している平成2年度以降で最少の排出量となった。総排出量が前年度と比べて減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等が挙げられる。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は引き続き増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(令和2年度は前年度比4.1%増)したことが原因である。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和12年度は森林吸収源対策で約3,800万t-CO₂、他吸収源とあわせて計約4,770万t-CO₂の確保を目標としている。 ○令和2年度の吸収量の数値は令和12年度目標値を下回る結果となった。今後も森林の高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意が必要。</p> <p>【COOL CHOICEの賛同者数】 ○COOL CHOICEの賛同者数(個人)については新たに約50万人から、事業所数(団体、企業、自治体)については新たに約5万事業所からの賛同を得ており、引き続き認知・取組の拡大に努めてまいりたい。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、令和12年度目標達成に向けて、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めている。 ○令和3年10月22日に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、令和32年度カーボンニュートラルの実現に向けて、国内の大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現するべく、施策を推進している。 ○パリ協定を踏まえ、令和3年10月に「日本のNDC(国が決定する貢献)」を地球温暖化対策推進本部決定し、国連に提出した。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率が4割程度で横ばいの状況を踏まえ、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対して、直接罰を導入するなど、関係事業者の相互連携により機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に実行される仕組みを担保した、改正フロン排出抑制法を令和2年4月1日に施行した。 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を地方自治体や機器管理者等、様々なステークホルダーに対して実施し、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、自治体説明会等を実施し、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、吸収源対策を推進している。 ○吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要があるところ、(森林経営活動は林野庁の所管)関係省庁と連携しつつ、森林吸収源対策の推進に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進している。また、木材を始めとしたバイオマス製品による炭素貯留についても推進しており、農地へのバイオ炭の貯留による効果について、2021年4月に提出した我が国のインベントリに含めて報告を実施した。</p> <p>【国民への普及啓発】 ○令和3年度は、自治体・企業等と連携し、気候危機や再生可能エネルギーの導入、ライフスタイルの転換に向けた脱炭素型アクションの選択肢に関する情報を提供するとともに、展示ツール提供やオンラインイベント等での普及啓発を行った。 ○令和元年度における家庭部門のエネルギー起源CO₂排出量は平成25年度比23.3%の削減となっているほか、「家庭部門のCO₂排出実態統計調査(平成31年度)」によれば、冷蔵庫の最新機器への買換えや白熱電球・蛍光灯からLED照明への買換えが進んでいることが報告されており、<u>また、住宅のZEH化や断熱リフォーム等、家庭において取り組むことができる行動の具体的な選択肢を「ゼロカーボンアクション30」として呼びかけているところであり、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 調査発表会 2021」によれば、新築戸建住宅における供給戸数は平成28年度比78.9%増加していることから、家庭部門における取組は着実に進展して家庭部門における取組は着実に進展している。</u></p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【温室効果ガスの排出状況】</p> <p><施策></p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。</p> <p>○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p>
		<p>【代替フロン等ガスの排出抑制】</p> <p><施策></p> <p>○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。</p> <p>○今後決定する新しい地球温暖化対策計画に定める目標及び2050年カーボンニュートラル達成に向け、改正フロン排出抑制法の適切な施行に加え、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な対策の検討を進める。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p>
		<p>【吸収源対策】</p> <p><施策></p> <p>○パリ協定下においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行うとともに、ブルーカーボンなど多様な吸収源分野についてモニタリング手法など技術的な課題の整理、無対応方針の検討など必要な知見の集積を進めていく。</p> <p>○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内算定体制の検討を行う。</p> <p>○さらに、パリ協定の実施ルールの構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p>
		<p>【国民への普及啓発】</p> <p><施策></p> <p>○クールビズ・ウォームビズ、家庭エコ診断等の具体的な対策を中心として、引き続き家庭部門の取組を着実に進め、国民が自ら積極的に脱炭素行動に動き出すためのライフスタイルイノベーションを起こすことにより、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。</p> <p><測定指標></p> <p>○国民の具体的な省エネ行動(エコドライブ実施率等)をCO2排出削減の政策評価指標の目標とすることについての検討を進めていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。</p> <p>○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書(案)を取りまとめた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室	作成責任者名	伊藤史雄(脱炭素社会移行推進室長) 豊住朝子(フロン対策室長) 井上雄祐(脱炭素化ライフスタイル推進室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--	--------	---	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-2)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献					
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルール構築に貢献する。また、2℃目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術の普及を推進する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力で推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	16,744	16,447	18,171	7,137
		補正予算(b)		3,853	3,026	
		繰越し等(c)	▲ 10,076	▲ 13,643	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6,668	6,657	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,103	6,046	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定(平成28年11月発効) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本の国が決定する貢献(NDC)(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定) ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・宇宙基本計画(令和2年6月30日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(令和2年6月29日宇宙開発戦略本部決定) ・攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日 外務省、経済産業省、環境省 温対本部報告) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂) ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定) ・COP26後の6条実施方針(令和3年10月環境省発表) ・脱炭素インフラニシアティブ(令和3年6月環境省発表) 					

測定指標	パリ協定の実施に向けた貢献	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		交渉への貢献として、日本から正式な文書意見(サブミッション)を14件行った。また、途上国における測定、報告、検証の実施について、41か国への支援を行った。					-	-	
	JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量(単位: 万t-CO2)(案件採択時の数値に基づく)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	-
		-	768	979	1,223	1,756	1,802	10,000	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	IPCCへの貢献	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		IPCC各種報告書の執筆者会合等に述べ10件の専門家派遣を実施した。日本からは、第6次評価報告書(令和3~4年公表予定)の執筆者として計35名が選ばれ、うち環境省から12名を支援した。 合わせて、国際交渉等の基礎となるIPCC報告書の知見の周知を行った。第6次評価期間中には6回のシンポジウムを開催した。					-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり 【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 ○目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。 【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP26に向けた気候変動交渉を通じて、令和3年度は日本から計14件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、各種特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。 今後の国際交渉に活かすためIPCC報告書等の知見の周知を行った。 また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による13年にわたる継続観測によって得られた観測データは、IPCC第6次評価報告書等の各種報告書の作成に用いられる論文に活用されることが期待される。 ○平成30年10月には観測精度を向上させた「いぶき2号」(GOSAT-2)を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始した。 ○IPCC第6次評価報告書等の作成に用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、初版を公表した。
	施策の分析	○令和4年3月末時点で205件のJCM資金支援事業を実施しており、うち71件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和4年3月末時点で、環境省施策分で96件のMRV方法論が承認された。また、11か国40件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 また、COP26においてパリ協定6条(市場メカニズム)ルールの大枠が合意されたことを受け、6条交渉を主導してきた我が国として、(1)JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、(2)民間資金を中心としたJCMの拡大、(3)市場メカニズムの世界的拡大への貢献を通じて、JCMの拡充や市場メカニズムの迅速な実施等に積極的に取り組む。 【測定指標】 変更の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT-2データの校正検証に反映させている。 ○有識者によるGOSAT-GWの設計審査会等での議論をGOSAT-GWの開発に反映させている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地球温暖化対策計画・約束草案・海外展開戦略(環境)
---------------------------	---------------------------

担当部局名	地球環境局 気候変動観測研究戦略室 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	作成責任者名	山田浩司(気候変動観測研究戦略室長) 青竹寛子(気候変動国際交渉室長) 水谷好洋(国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-4)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	258	312	307	298
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	258	312	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	240	276	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) 					

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPtン(※)) (※)Ozon Depletion Potential: オゾン層を破壊する力を定数値化した値。オゾン破壊係数。	基準値	実績値					目標値	達成
		H元年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R2年度	○
		5,562	178	156	159	0	-	0	
		年度ごとの目標値	-	-	-	0	-	-	
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	○
		-	2,488	2,500	2,107	-	-	減少傾向維持	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	-
-		38	39	38	41	-	75		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり ○モンリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和元年までに約80%減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。 ○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割程度に止まっている。こうした状況をふまえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は 改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。
	施策の分析	○モンリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成することができた。また、PRTRによるオゾン層破壊物質の排出は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和元年までに約80%減少するなど、着実な効果を上げた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○地球規模のオゾン層全量は1990年代後半からわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いており、オゾン層破壊物質の排出量は今後とも重要な指標である。 ○機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みをより強化した改正フロン排出抑制法の適切な執行及び周知の強化を引き続き行っていく必要があり、設定していた業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)は今後とも重要な指標である。 【測定指標】 ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量に関してはモンリオール議定書及びオゾン層保護法に基づき、生産・消費が廃止されたため、測定指標としては目標達成とし、終了する。

学識経験を有する者の知見の活用	○フロン排出抑制法の平成25年改正事項に係る使用時漏えい対策の施行状況の把握や、機器廃棄時のフロン類の回収率向上に向けた技術的検討のため、有識者からなるワーキンググループを開催し、助言をいただいた。 ○有識者による成層圏オゾン層保護に関する検討会での議論をオゾン層の破壊状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況等を取りまとめた「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」に反映している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名	豊住朝子(フロン 対策室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------	--------	-------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-36)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,070	8,836	8,361	3,826
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	120	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	9,070	8,956	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	8,062	7,404	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1. 環境産業の市場規模(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	△
		約90	約103	約108	約110	約104	-	増加傾向の維持	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	2. 環境産業の雇用規模(万人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-年度	△
		約219	約263	約263	約269	約252	-	増加傾向の維持	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	3. 地方公共団体におけるグリーン購入実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	△
		-	66.4	65.5	61.2	60.8	58.7	100.0	
		年度ごとの目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	4. 国等における環境配慮契約実績(電気・高圧・特別高圧)契約割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	○
		-	70.7	74.6	82.9	81.5	-	100.0	
		年度ごとの目標値	68.0	72.0	76.0	80.0	84.0	100.0	
	5. エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	△
		6,971	7,946	7,945	7,760	7,543	7,443	9,000	
		年度ごとの目標値	8,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
	6. 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関数)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	○
		177	256	270	285	285	304	310	
		年度ごとの目標値	240	250	275	280	285	285	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約104兆円(前年比5.45%減)、約252万人(前年比6.31%減)となったが、これは新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による経済全体の縮小と軌を一にしている。 ・地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和2年度で58.7%となっており、前年度より2.1%減少している。 ・国等における環境配慮契約実績は令和2年度で81.5%となっており、令和元年度より1.4%減少しているが、併せて基準の強化も行っており、推進に向け取り組みを進めている。 ・エコアクション21登録事業者数については、昨今の中小企業を巡る経営環境の変化、新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢の変化等もあり、令和3年度末で7,443件(前年度末比100件減)と減少が続いているが、新規登録数が増加(令和2年度239→令和3年度283)に転じており、普及事業により新たなニーズを掘り起こしつつある。 ・持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は、令和3年度で304機関となっており、前年度から増加となった。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/) 測定指標3 環境省「地方公共団体の取り組み状況データベース」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jirei_db/map.html) 測定指標4 環境省「国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約における環境配慮契約の締結実績等【暫定版】」 (http://www.env.go.jp/council/35hairyo-keiyaku/y3510-r3-02_b/ref01_211008.pdf) 測定指標5 エコアクション21中央事務局「エコアクション21認証・登録制度の実施状況(2022年5月末現在)」 (https://www.ea21.jp/files/ninsho_search/ninsho.pdf) 測定指標6 21世紀金融行動原則「署名金融機関一覧」 (https://pfa21.jp/aboutus/lists)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房環境経済課 大臣官房総合政策課	作成責任者名	波戸本尚(環境経済課長) 西村治彦(総合政策課長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------------	--------	------------------------------	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-37)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,553	24,263	7,502	1,300
		補正予算(b)	-	8,000	-	-
		繰越し等(c)	18,051	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	32,604	32,263	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	16,770	19,011	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率的取組と国による促進」 第3章第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率的取組と国による促進」 第3章第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	1. 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	○
		-	100	100	100	100	100		
		年度ごとの目標値	-	-	-	100	100		
	2. 地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R12年度	×
		-	84	86	89	90	90	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	90	91		
	3. 地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業実践地域登録制度に登録された団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	○
		-	-	-	58	87	111	100	
		年度ごとの目標値	-	-	20	40	60		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編の策定義務を有する地方公共団体の策定率は100%となっているが、今後、新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、改正温対法により区域施策編策定の努力義務が追加されたその他の地方公共団体においても策定率向上を図る。 ・事務事業編は令和3年度までに89.8%の地方公共団体が策定・改定を実施済みとしている。下記施行状況調査によると、事務事業編は未策定の10.2%のうち、4.1%の地方公共団体が2021年10月以降に策定を行う予定であるとしており、今後新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて、地方公共団体における策定増加が見込まれるため、さらなる施策の推進により目標値の達成が可能と考えられる。 ・下記施行状況調査において、地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を実施していると回答した自治体数が目標値を達成しており、地域裨益型の脱炭素施策の概念として地域循環共生圏を講演等の様々な機会でも普及するとともに、「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を運営し、取り組み方法について情報提供等している効果が表れていると考えられる。取組自治体数においては増加する余地があると思われるため、様々な支援により取組自治体数の更なる向上を図る。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、複数年度にわたる継続的・包括的な支援スキームとして令和4年度から地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設するとともに、改正地球温暖化対策推進法に基づき株式会社脱炭素化支援機構の設立を準備しており、また、地方公共団体が行う脱炭素のための計画作りや具体的な事業の推進を支援するため、令和4年7月には、地域脱炭素推進審議官グループを創設した。地域脱炭素推進審議官グループの創設に伴い、新たに、「施策9. 地域脱炭素の推進」を設定し、それに基づき「目標9-1 地域の脱炭素化の推進」及び「目標9-2 地域循環共生圏づくりの推進」を設定する。また、それぞれの目標に合わせて測定指標を整理し、必要に応じて新たに追加する。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和3年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 地域政策課	作成責任者名	松下雄介(地域政策課長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---------------	--------	--------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R4-7)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)				担当部局名	水・大気環境局 総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室		作成責任者名 (※記入は任意)	福島健彦(総務課長 /自動車環境対策課長) 鈴木延昌(環境管理技術室長) 太田志津子(大気環境課長) 堤 達平(国際協力推進室長)			
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画		政策評価実施予定時期	令和5年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の通り							環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の通り							環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の通り							自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。
4 我が国の降水中pHの加重平均値(pH)	—	—	5.6pH	—	—	—	—	—	—	—	—	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。
5 アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合(%)	—	—	100	—	100	100	100	100	100	100	100	大気汚染防止法において、特定粉じん発生施設の敷地境界基準は10本/Lとされており、当該測定指標は、アスベストの飛散防止対策を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
6 解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。
7 全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率(%)	—	—	100	—	100	100	100	100	100	100	100	中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」(第七次答申)より、水銀の指針値は年平均値が0.04μg Hg/m ³ 以下と設定されており、全国の大気中の水銀濃度が指針値を継続的に達成していることを図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として設定した。

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
	目標	目標年度						
8 国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	—	—	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。					
9 諸外国等の放射性物質に係る取組み状況等の情報の把握	—	—	我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等に資するものとして、諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握を行うため、測定指標として選定した。また、当該検討結果に基づき、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止を図ることを目標とした。					
10 放射性物質に係る環境汚染の防止	—	—	諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握により、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止のための措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度				
(1) 大気環境基準等設定業務費 (昭和49年度)	43	42	46	49	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0097	
(2) 大気環境監視測定網整備 推進費 (昭和46年度)	78	75	69	66	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0098	
(3) 大気汚染防止規制等対策 推進費 (昭和47年度)	24	20	99	24	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0099	
(4) 有害大気汚染物質等対策 推進費 (平成23年度組替)	131	130	124	120	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0100	
(5) アスベスト飛散防止総合対 策費 (平成23年度組替)	72	162	200	87	5	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0101	
(6) 在日米軍施設・区域周辺 環境保全対策費 (昭和53年度)	11	11	11	10	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0102	
(7) コベネフィット・アプローチ 推進事業費 (平成22年度)	111	104	103	103	7	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0103	
(8) ICT等を活用した公害防止 管理のスマート化検討費 (「公害防止管理推進調査 対策検討費」を名称変更) (平成19年度)	2	2	2	24	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0104	
(9) 微小粒子状物質(PM2.5) 等総合対策費 (平成20年度)	521	492	452	442	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0105	
(10) 大気環境監視システム整 備経費 (昭和47年度)	160	134	109	—	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0106	
(11) 越境大気汚染対策推進費 (平成23年度組替)	358	343	311	280	4	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0107	

(12) 自動車大気汚染対策等推進費 (平成23年度組替)	166	166	157	169	1,2,3	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0108
(13) オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 (平成18年度)	32	32	48	31	1,2,3	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0109
(14) 船舶・航空機排出ガス対策検討調査 (平成19年度)	9	9	9	10	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0110
(15) 自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度) 【関連R4-8】	348	348	341	308	1,2,3	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0111
(16) 自動車交通環境監視測定費 (昭和38年度)	67	54	40	41	1,2,3	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0112
(17) EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費 (「国際連合地域開発センター拠出金」を統合) (令和2年度)	-	26	30	29	-	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0141
(18) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金 (平成14年度)	84	84	84	84	6	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0113
(19) 環境測定等に関する調査費 (昭和50年度) 【関連R4-9、関連R4-10】	21	21	21	20	1	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0114
(20) 水銀大気排出対策推進事業費 (平成27年度)	38	36	33	31	6	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	0115
施策の予算額・執行額	2,301 (2,196)	2,451 (2,293)	2,392 (2,340)	1,928	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(平成23年3月25日閣議決定)	

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-26)

別紙1

施策名	目標5-7 国際観光資源の整備				担当部局名	自然環境局 総務課 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 野生生物課		作成責任者名 (※記入は任意)	細川真宏(総務課長) 則久雅司(国立公園課長) 岡野隆宏(国立公園利用推進室長) 萩原辰男(自然環境整備課長) 中澤圭一(野生生物課長)				
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により国内外の旅行者の地域での体験や滞在の満足度の向上を図るとともに、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す。				政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進							
達成すべき目標	2025年までに国内外の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させ、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現する。				目標設定の考え方・根拠	・明日の日本を支える観光ビジョン ・国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について(観光立国推進閣僚会議決定) ・自然公園法		政策評価実施予定時期	令和5年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度				
1 国立公園訪日外国人利用者数	490万人	H27年度	667万人	R7年度	-	設定不能	設定不能	設定不能					・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているため。なお、新型コロナウイルスの影響により外国人観光客の入国について現時点で見通せず、現時点で今年度の目標値は設定不能。
2 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数	-	-	9拠点	R4年度	5拠点	10拠点	14拠点	9拠点					・利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、目標値として設定した。
3 利用施設の多言語化	-	-	20施設	R5年度	24施設	40施設	40施設	20施設					・国立公園・国定公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンター等の施設を中心として、スマホアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がにつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。
4 ビジターセンター等機能強化	-	-	60施設	R4年度	32施設	60施設	60施設	60施設					・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。 ・自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。
5 国立公園一括情報サイトの訪問回数等(接触媒体者数)	-	-	180万	R4年度	-	180万	180万	180万					・訪日外国人に対して、効果的・効率的な国立公園の情報発信を行うため、JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを構築(H31.2)し、当該サイトを通じて情報発信を行うとともに、各種海外メディア等により国立公園の認知向上に寄与する記事配信等を行っており、これらの情報発信に対するユーザーの閲覧状況を計る目標を定めたもの。
6 野生動物観光促進事業の実施者数	-	-	10者	R2年度	10者	10者	-	-	-	-	-	-	・特色ある日本の野生動物を活用した観光についてプロモーションの強化やコンテンツの開発・改善をすることにより、訪日旅行者の地域における体験滞在の満足度向上等につながるため、これらに取り組む野生動物観光促進事業の実施者数を目標として定める。
7 一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数	-	-	3施設	R2年度	1施設	3施設	-	-	-	-	-	-	・希少種保全及び普及啓発の拠点であり、観光資源としてのポテンシャルが高い野生生物保護センターの情報提供機能を強化することにより、来訪者の満足度向上やリピーターの増加等につなげるため、展示施設の改修等の一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数を目標として定める。
8 国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業により作成等されたコンテンツ件数	-	-	-	-	-	-	44件	-					日本の国立公園等ならではの魅力ある自然・文化・歴史を楽しめる、ストーリーを踏まえたコンテンツ作成やコンテンツを提供できる体制等が整備されることにより、滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、作成等されたコンテンツ件数を目標として定める。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度			
(1) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 (令和元年度)	469 (431)	2,360 (1,883)	2,000	1,670	1.2	<p><達成手段の概要> 利用拠点の関係者で作成する利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善等の事業を関係者の役割分担のもとで一体的に実施すること等により、訪日外国人をはじめとする国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加につなげる。</p> <p><達成手段の目標> 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により国立公園利用拠点の滞在環境の上質化を進め、R3年度の目標は達成した。R4年度については、事業規模を踏まえた目標を設定し取組を進める</p>	0256
(2) 国立公園等多言語解説等整備事業((旧)国立公園多言語解説等整備事業) (平成30年度)	637 (334)	828 (609)	998 (965)	140	1.3	<p><達成手段の概要> 国立公園・国定公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンターやその周辺の園地・歩道を中心に自然資源等の解説の多言語化対応を一体的に行うエリアにおいて、官民連携の地域協議会等で磨き上げたコンテンツ等も含め、ICT技術を活用した多様な媒体による多言語解説等整備や、WEBサイト、サイネージ、セルフガイドアプリ等による総合的な魅力発信の取り組みを有機的に繋げて進めること、より効果的に訪日外国人にとって魅力ある地域づくりを進める。</p> <p><達成手段の目標> 多言語化した利用施設数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により国立公園等における利用施設の多言語化を進め、R3年度の目標は達成した。R4年度についても、R3年度までと同程度の目標で取組を進める。</p>	0257
(3) 野生動物観光促進事業 (令和元年度)	272 (71)	415 (372)	0	0	1	<p><達成手段の概要> 地域での訪日外国人の体験滞在の満足度を向上させるため、野生動物を観察するためのルール作りやツアーのインバウンド対応の充実、また、傷病個体を収容している野生動物保護センターの一般公開等の取組を推進し、野生動物を観察するツアーの充実を図っていく。</p> <p><達成手段の目標> 2020年までに、海外メディアや訪日外国人旅行者がSNSで発信する日本の野生動物観光に関する情報を50件とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業では、種の保存法に係る希少野生動物植物種の保護増殖事業にも資するツアーコンテンツの造成など、野生動物観光を促進する優良なコンテンツ造成できている。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえれば目標達成への評価は難しいと史料。</p>	0258
(4) 国立公園利用促進事業 (令和元年度)	524 (453)	639 (534)	170	117	1.4	<p><達成手段の概要> 国立公園のビジターセンターにおいて、アクティビティ等の情報を多言語で提供する機器及び最新のデジタル技術を活用した疑似体験プログラム等の導入を行う。</p> <p><達成手段の目標> 自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等が訪日外国人等に分かりやすく伝わり、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加等につながる。</p>	0259
(5) 国立公園利活用促進円滑化事業 (令和元年度)	440 (393)	110 (110)	410 (409)	160	1.5	<p><達成手段の概要> 関係省庁等との連携の下、JNTOグローバルサイト内に構築した国立公園サイトのコンテンツを拡充するとともに、このサイトを活用したデジタルマーケティング等を通して、戦略的に日本の国立公園の魅力を海外に情報発信する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園一括情報サイトを中心とした情報発信等により国立公園の認知向上・誘客促進につなげる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園一括情報サイトを中心としたデジタルマーケティング等を通して、戦略的なプロモーションノ実施に寄与する。</p>	0260
(6) 京都御苑訪日外国人観光促進事業(令和2年度)	-	55 (55)	0		1	<p><達成手段の概要> 京都御苑における外国人利用者の満足度の向上、訪日外国人の誘客や滞在時間の増加へ寄与するため、ICTを活用した苑内各所にある歴史的遺構の解説、茶室など由緒ある建築物のリノベーションや体験型アクティビティや庭園ガイドの整備、広大な苑内において容易に情報入手を可能とするためのデジタルサイネージの整備等の取組を進める。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 令和2年度中に主たる調査設計は終了したものの、有識者との調整に不測の日数を要したなどにより、令和3年度に繰越し整備することとなった。そのため、目標達成への評価は難しいと史料。</p>	0268

(7)	国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業(令和3年度)	-	-	1,480	99	1,8	<p><達成手段の概要> 日本の国立公園等は、自然景観だけではなく、その自然の恵みを活かした地域独自の暮らしや文化・歴史も重要な魅力の一つで、外国人利用者に対して提供できるコンテンツの磨き上げや、地域のテーマやストーリーも踏まえた複数のコンテンツを効果的に利用者への提供、また、地域においてはコンテンツを提供できる体制・人材育成・計画作り・環境整備等が必要であり、今回は計画作りそれらの取組を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 取り組んだ計画作りの件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当事業を実施することにより、訪日外国人利用者数の増加に寄与する。</p>	0283
(8)	新宿御苑における訪日外国人に向けたワーケーション対応等事業(令和3年度)	-	-	294		1,4	<p><達成手段の概要> 新宿御苑の既存の休憩施設(中央休憩所等)を改修し、訪日外国人をはじめとした来園者のビジネスユース需要に対応するための全天候対応型コワーキングスペースを設置する。また、新宿御苑に訪れる訪日外国人に対し、国立公園等の滞在型コンテンツやエコツアーリズム等の他、環境施策をPRする最新のデジタルコンテンツを整備し情報発信するとともに、日本の各地域への来訪意欲を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当事業を実施することにより、訪日外国人利用者数の増加に寄与する。</p>	0284
(9)	京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業(令和3年度)	-	-	20	15	1	<p><達成手段の概要> 京都御苑における外国人利用者の満足度の向上、訪日外国人の誘客や滞在時間の増加へ寄与するため、京都御苑の歴史や関連文化・自然などに関するアーカイブを構築する。関連する組織や機関と連携・運営体制を構築しながら、アーカイブデータのデジタル化を図り、アーカイブを活用した体験型アクティビティやガイドの整備・充実等の取組を進める。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当事業を実施することにより、訪日外国人利用者数の増加に寄与する。</p>	0282
(10)	国立・国定公園への誘客の推進事業費及び国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業	-	2,200 (1,813)	126 (79)	-	1	<p><達成手段の概要> 国立・国定公園及び国民保養温泉地における誘客やワーケーションの推進の支援及びプロモーションを通じて、新型コロナウイルスの流行の収束までの間の地域の雇用の維持・確保及び国立公園等への誘客等に資することで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化を図る。</p> <p><達成手段の目標> 誘客やワーケーションの推進への支援件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の雇用の維持・確保及び国立公園等への誘客等に資することで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化に寄与する。</p>	0242
(11)	国立公園、温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業	-	2,993 (0)	2,993 (1,923)	-	1	<p><達成手段の概要> 国立公園及び国民保養温泉地における誘客やワーケーションの推進の支援及びプロモーションを通じて、新型コロナウイルスの流行の収束までの間の地域の雇用の維持・確保及び国立公園等への誘客等に資することで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化を図る。</p> <p><達成手段の目標> 誘客やワーケーションの推進への支援件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の雇用の維持・確保及び国立公園等への誘客等に資することで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化に寄与する。</p>	0242
(12)	国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業	-	-	799	-	1	<p><達成手段の概要> 国立公園等の利用拠点でのコロナ対応やワーケーション受入等のための環境整備と自然体験の推進等によりライフスタイル変革と地域活性化を図る。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人の国立公園利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立・国定公園で「遊び、働く」という健康でサステナブルなライフスタイルを推進し、地方創生に貢献し、利用拠点においてコロナ対応等の環境整備、自然体験プログラムの推進や魅力発信の取組を支援することで、新型コロナウイルス感染症拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性化に寄与する。</p>	0246
施策の予算額・執行額		2,342 (1,682)	7,382 (6,380)	4,962	-		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-